

『特別修学資金』貸付制度

平成26年4月1日から北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付に加えて新たに『特別修学資金』貸付制度が出来ました。

〈特別修学資金とは？〉

看護師養成施設等に在学していて、将来助産師、看護師又は准看護師として「特定病院」に勤務しようとする方に対して、一般修学資金と併せて貸付を行うものです。

【特定病院】（平成31年4月1日現在）

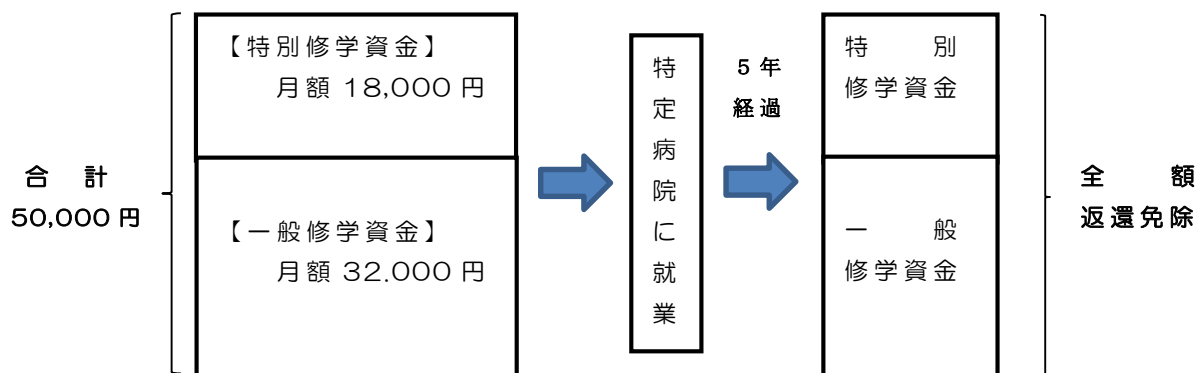
- ・道立江差病院
- ・道立羽幌病院
- ・倶知安厚生病院
- ・遠軽厚生病院
- ・浦河赤十字病院
- ・町立中標津病院

〈特別修学資金と一般修学資金を借りた場合〉

【返還免除例】

（ 在 学 中 ）

（ 卒 業 後 ）



※特定病院以外に就業した場合は、返還免除要件に該当しなくなることから、一部または全額返還いただくことになります。

〈一般修学資金の返還免除対象施設（5年以上就業した場合に限る）に就業した場合〉
特別修学資金分のみ返還

〈特別修学資金・一般修学資金の返還免除対象施設に就業できなかった場合〉
全額返還

問い合わせ先

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道保健福祉部地域医療推進局
医務薬務課看護政策グループ
TEL：011-231-4111（内線 25-363）
FAX：011-232-4108